

宮城県立病院機構未収債権回収業務委託仕様書（案）

仕様書は、企画提案書の提案内容を踏まえ、委託者及び受託者と協議のうえ定めるものとする。

1 業務名

宮城県立病院機構未収債権回収業務委託

2 業務委託の目的

地方独立行政法人宮城県立病院機構（以下「委託者」という。）における県立病院の患者自己負担分の未収金債権に係る回収業務について、収入の確保、負担の公平性の維持と未収金残高の縮減を図るため専門的知識を有する者（以下「受託者」という。）に委託するものである。

3 業務内容

（1）回収を委託する債権

委託する債権の対象は、未収金発生日又は最終入金日から概ね1年以上を経過した債権とし、委託者が回収の業務を委託することが適当であると判断した債権とする。ただし、次の者に係る債権は対象としない。

診療内容の不服などにより支払いを拒む意思を明らかにしている者

破産により免責となった者

債務者本人が死亡し連帯保証人等がなく、かつ相続人が判明しない又は相続が放棄された者

債務者本人が受刑中であり連帯保証人等がない者

その他、委託者が自ら回収を継続することが適当と判断した者

（2）委託する業務の内容

文書や電話による督促及び催告

債務者、相続人、保証人又は連帯保証人（以下「債務者等」という。）に対し、文書や電話により患者自己負担分の診療費が未払である事実を伝えて、支払を督促等するとともに、支払に応じない場合は理由を確認する。支払の督促等は債務者等が支払を行うまで又は回収不能と判断するまで反復継続する。

支払相談業務

債務者等から支払方法等について相談があった場合には、債務者等の支払能力を考慮し、分納等の最適な支払方法により回収に努める。

居所等調査業務

連絡先及び居所等が明らかでなく、上記の業務が実施できない債務者等については、回収見込を判断の上、居所等の調査を実施する。

相続人調査業務

債務者等が死亡していたことが判明した場合、回収見込を判断の上、相続人の調査を実施する。

集金業務

債務者等からの入金については、受託者において一旦集金し、毎月1回以上、委託者に全額を納付する。

ただし、債務者等から委託者へ直接支払いがあった場合は、委託者から受託者へその旨を連絡する。

また、平成26年3月31日まで当該事業を受託している事業者が、現在定額回収している分納債権については、中断することなく4月分から回収すること。

法的手続業務

受託者が法的手続きを執った方がよいと判断した債権については、委託者の指示を受け、

支払督促又は訴訟を遂行する。

報告業務

イ 定期報告

回収の実績及び対応状況について、毎月末で締め、翌月12日（土、日、祝日の場合は、その前日まで）までに文書で委託者へ報告する。

ロ 随時報告

委託した債権が、以下に定める業務停止案件に該当すると判断した場合や委託者が債務者の状況等について個別に照会した場合は、委託者に報告する。

4 委託料

委託料は原則として成功報酬とし、その取扱いは次のとおりとする。

- (1) 委託料は、毎月の回収額に成功報酬率を乗じて得た額に、成功報酬に含まれないその他の費用がある場合にはそれを加算した額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。
なお、委託料の算出の結果、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
- (2) 受託債権について債務者等が委託者に直接入金した場合等も、受託者の成功報酬の対象とする。
なお、委託者は直接入金があった場合は、受託者へ随時連絡するものとする。
- (3) 債務者の健康保険適用の有無に関わらず、受託債権金額に対する回収金につき成功報酬が発生するものとする。
- (4) 受託者が分割支払とした受託債権について、委託契約期間の終了の場合には、委託契約期間の終了から1か月間に係る入金に限り、成功報酬の対象とする。
- (5) 受託者は請求書を毎月12日までに送付し、委託者は当該請求書の内容を照合のうえ、請求書受理の日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

5 受託者に提供する個人情報の範囲

受託者が本委託業務を遂行するにあたり、委託者が提供する債務者の個人情報は別紙1の項目うち把握しているものとする。

なお、受託者が別紙1以外の情報を必要とする場合には、委託者は本委託業務の遂行に必要と認める範囲で情報を提供するものとする。

6 業務停止案件

次に該当することとなった場合は、受託者は回収業務を停止しその債権を委託者に返却するものとする。

- (1) 行方不明（外国人の場合は帰国を含む）の債権
- (2) 消滅時効の援用の債権
- (3) 破産・相続放棄等の確定した債権
- (4) その他、委託者と協議した結果、回収業務の続行が困難であると判断した債権

7 個人情報関係法令等の遵守

受託者は、委託者から提供された債務者等の個人情報及び業務上知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「宮城県個人情報保護条例」等の法令に基づき適切な管理を行い、その取扱い特に慎重を期し、物理的・人的原因による漏洩が生じないように措置するものとする。

8 業務改善指示

委託者は、回収業務の内容や進捗状況が不十分と判断した場合には、受託者に対し文書により業務改善指示を行うことができる。

受託者は指示を受けた場合、速やかに業務を改善し改善結果を委託者に文書で報告しなければ

ならない。

9 契約の解除

委託者は、受託者が前項に定められた業務改善指示に従わない場合及び7に定められた遵守事項に違反した場合のほか、委託者が契約を解除することが適当と判断した場合は契約を解除することができる。その場合、違約金としてその損害に相当する金額を委託者に支払わなければならない。

10 その他

本仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

別紙 1

提 供 情 報

債務者の基本情報（法定代理人・後見人及び保佐人の情報も含む）

- ア) 氏名（漢字・カナ）
- イ) 住所
- ウ) 生年月日
- エ) 電話番号（自宅・携帯）
- オ) 未収額
- カ) 請求内容（入院・外来の別等）
- キ) 診察日
- ク) 最終入金日
- ケ) 勤務先
- コ) 勤務先電話番号
- サ) 保険種類

保証人等がいる場合は保証人等の基本情報

- ア) 氏名（漢字・カナ）
- イ) 住所
- ウ) 生年月日
- エ) 電話番号（自宅・携帯）
- オ) 債務者との関係
- カ) 勤務先
- キ) 勤務先電話番号

案内・督促の状況・納付交渉状況